

「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」有識者会議開催要綱

（開催）

第1条 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」（以下「条例」という。）の制定を検討するに当たり、有識者からの意見を幅広く聴くため、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（意見聴取）

第2条 会議において、次に掲げる事項についての意見聴取及び情報交換を行う。

- (1) 条例の制定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

（構成）

第3条 会議は、市長が選任した委員をもって構成する。

（座長）

第4条 会議には、委員の互選により座長一人を置く。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議において、市長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開で行うこととし、公開の方法は別途定める。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課において処理する。

（存続の期間）

第8条 会議の存続期間は、条例が施行されるときまでとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月6日から施行する。